

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について（通知）

計 10 枚（本紙を除く）

Vol.1129

令和5年2月22日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 T E L : 03-5253-1111(内線 3979)
F A X : 03-3503-7894

老発 0222 第 2 号
令和 5 年 2 月 22 日

各都道府県知事 殿
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について（通知）

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 35 号）が別添のとおり令和 5 年 2 月 17 日に告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。本告示の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遗漏なきを期されたい。

なお、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 26 年 7 月 4 日老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局長通知）及び法定研修に係るガイドラインについても近日中に見直しの上、公表を予定している。

記

第 1 本告示の趣旨

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法（※）に関する内容の追加等を行うため、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 265 号）の一部を改正するもの。

（※）「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業」（令和 2 年度老人保健健康増進等事業）の成果物である「適切なケアマネジメント手法 基本ケア及び疾患別ケア 令和 2 年度改訂版」等を指す。

第 2 本告示の内容

- （1）厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正（第 1 条関係）
 - ア 介護支援専門員実務研修について、
 - ・地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるために科目名の変更・追加
 - ・高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数の増加

- ・「ケアマネジメントの展開」の一部科目において、適切なケアマネジメント手法に関する内容を学ぶ科目となるよう科目名の変更
- ・法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT 等）を前提に、上記科目を追加してもカリキュラム全体の時間数が増えないよう、既存科目の時間配分の見直し等の改正を行ったこと。

イ 再研修について、アと同旨の改正を行ったこと。

ウ 更新研修について、アと同旨の改正を行ったこと。また、ケアマネジメントの演習(1)から(8)までのいずれかの科目及びケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。

エ その他所要の改正を行ったこと。

(2) 介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正（第2条関係）

ア 主任介護支援専門員研修について、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア（EOL（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」としたこと。

イ 主任介護支援専門員更新研修について、（1）アと同旨の改正を行ったこと。また、主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

第3 適用日等

(1) 適用日（附則第1項関係）

令和6年4月1日

(2) 経過措置（附則第2項及び第3項関係）

ア この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（イにおいて「旧介護支援専門員等研修基準」という。）を満たす課程により行われている研修及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。

イ この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準第3号の表注1の規定は、この告示の適用の日以後に更新研修を受講する者がこの告示の適用の日前に旧介護支援専門員等研修基準第3号の表に定める課程による研修を受講していた場合について準用し、必要な読替えを行うこと。